無線局免許の概要

東京通信機株式会社

免許を要する無線局

（電波法第4条）

- 基地局・アマチュア無線局・携帯局・移動局他
- 陸上移動局 → 特定ラジオマイクの陸上移動局（設備規則第49条の16）
- 簡易無線局（設備規第54条）
  - 27MHz　無線操縦発信器用
  - 150/400MHz業務用・簡易無線用
  - 347.7～351.9MHz　簡易無線局用
  - 900MHz　パーソナル無線用
  - 50GHz　画像伝送用

  （設備規則第54条）
- 構内無線局（設備規第49条の9）
  - （施行規則第14条）
  - （告示・昭和61年第378号）
  - テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用 1,216MHz帯　0.3W以下
  - データ伝送用 19GHz帯　0.3W以下
  - 移動体識別用 2.4GHz帯　0.3W以下

免許を要しない無線局

（電波法第4条ただし書き）

- 発射する電波が著しく微弱な無線局」（電波法第4条第1号）（施行規則第6条第1項）
  - 微弱無線局
    3mの距離における電界測度規定
    500μV/m以下
    1～322MHz・150GHz以上
    35μV/m以下
    322MHz～100GHz
    35～500μV/m
    100GHz～150GHz
  - ラジコン無線局（施行規則第6条第2項）
    500mの距離における電界測度規定
    500μV/m以下
    13MHz・27MHz・40MHz・72MHz
- 市民ラジオの無線局（適合表示無線設備）（電波法第4条第2号）（施行規則第6条第3項）
- 空中電力線が0.01W以下の無線局（小電力無線局）（適合表示無線設備）（電波法第4条第3号）（施行規則第6条第4項）
  - （施行6-4-1）コードレス電話の無線局
  - （特定小電力無線設備）（設備規則第49条の14）
    - （施行6-4-2）特定小電力無線局
    - （施行6-4-3）小電力セキュリティシステムの無線局
    - （施行6-4-4）小電力データ通信システムの無線局
    - （施行6-4-5）デジタルコードレス電話の無線局
    - （施行6-4-6）PHSの陸上移動局
    - （施行6-4-7）狭域通信システムの無線局
    - （施行6-4-8）5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局
    - （告示・平成元年第42号）
      - テレメール・テレコントロール・データ伝送用 400・1,200MHz
      - 医療用テレメーター用 400MHz帯
      - 体内植込型医療データ伝送用 400MHz帯
      - 無線呼出用 400MHz帯
      - ラジオマイク用 75/322/800MHz帯
      - 補聴援助用ラジオマイク用 75MHz帯
      - 無線電話用 400MHz帯
      - 音声アシスト無線電話用 75.8MHz
      - 移動体識別用 2.4GMHz帯
      - ミリ波レーダー用 60.5/76.5GHz
      - ミリ波画像伝送用・ミリ波データ伝送用　59～66GMHz
      - 移動体検知センサー用 10.525/24.15GHz
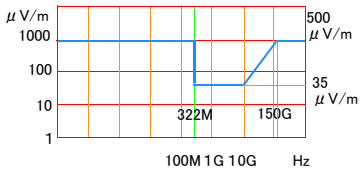
微弱の電界強度許容値